

2026年度5年一貫型特別選抜入学試験（面接試験）

【 憲 法 】

問題

1、生存権について

- 1－1 生存権の法的性格に関する学説には、どのようなものがありますか。
- 1－2 生存権の法的性格に関する「具体的権利説」について。
これはどういう意味で具体的権利といえるのでしょうか。
- 1－3 判例はどの立場に立っていると考えられますか。
- 1－4 生存権の法律による具体化に関しては、立法裁量が広くなりそうですが、その裁量を限定しようとする試みにはどのようなものがありますか。

2、思想・良心の自由に対する間接的制約について

- 2－1 いわゆる起立斉唱拒否事件で最高裁判所は思想・良心の自由に対する間接的制約を論じました。どうして間接的制約となるのですか。
- 2－2 こういった間接的制約と考えられる場合として、他にはどのようなものがありますか。
- 2－3 間接的制約の場合の合憲性審査に関し、最高裁判所はどのようなフレームワークを設定しましたか。
- 2－4 そのフレームワークの下で、どのような判断を下しましたか。

3、パブリック・フォーラムについて

- 3－1 表現の自由に関わって議論されるパブリック・フォーラム論とは、どのような議論でしょうか。
- 3－2 このパブリック・フォーラム論を用いた日本の判例には、どのようなものがありますか。
- 3－3 その判例はパブリック・フォーラム論をもとにしていると、どうしていえるのでしょうか。
- 3－4 パブリック・フォーラム論を応用して、道路、公園、市民会館などの他について考察を展開した例はありますでしょうか。

4、司法権について

- 4－1 実質的意味の司法権の意味するところを述べてください。
- 4－2 法律上の争訟か否かが問題になった判例について簡単に述べてください。
- 4－3 自律的な団体の内部事項に関する司法権の限界に関する最近の判例の動向について述べてください。
- 4－4 抽象的違憲審査制と付随的違憲審査制について解説してください。

出題趣旨

生存権の法的性格、思想・良心の自由に対する間接的制約、パブリック・フォーラム論、司法権に理解など、憲法学の根幹に関わる基礎理解を問うものであった。

解説（採点基準を含む）

1、生存権について

法的性格論に関して、プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説、ことばどおりの意味における具体的権利説がある。それらをしっかり整理しているか。具体的権利説とことばどおりの意味における具体的権利説の違いを理解しているか。判例が抽象的権利説をとっていること、および立法裁量を限定するため、憲法14条をも論点とすることや、生存権自体の二重構造的把握が試みられていること、制度後退禁止原則が議論されていることなどを理解しているか、という視点により採点した。

2、思想・良心の自由に対する間接的制約について

いわゆる起立斉唱拒否事件判決において、最高裁判所が間接的制約という理解を示した。それがどのようなものか説明すること。そしてそういった間接的制約に関する合憲性判断のフレームワーク、およびそのもとでの具体的判断に関して理解しているかによって採点した。また、2-2については、たとえば国家公務員の就任の際の宣誓などがあるだろう。

3、パブリック・フォーラムについて

パブリック・フォーラム論は、泉佐野市民会館事件判決の背景をなしている。この理論がどのようなものであるか説明できるか。泉佐野市民会館事件判決、船橋西図書館事件判決などに即して、パブリック・フォーラム論（またはその応用）が生かされている点を指摘できるか、という点で採点した。

4、司法権について

具体的な争訟があることを中核とした実質的意味の司法権の意味を理解しているか。法律上の争訟性が問題になった板まんだら事件、市議会における議員に対する23日間の出席停止の懲罰につき司法権の限界が問題になり、市議会の自主的・自律的解決にゆだねられたものではないと判断した岩沼市議会事件判決を理解しているか。および抽象的違憲審査制と付随的違憲審査制の区別を基本的に理解しているか、によって採点した。

以 上